

社会福祉法人 正受会

役員及び評議員報酬規程

社会福祉法人正受会 役員及び評議員報酬規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人正受会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について、必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会への出席報酬）

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

（役員及び評議員の報酬）

第4条 役員が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

（監事の報酬）

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

（出張旅費）

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人正受会旅費規程を適用する。

（適用範囲）

第7条 職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

（改 正）

第8条 この規程を改正又は廃止する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席報酬	日額 10,000 円
評議員会出席報酬	日額 10,000 円

別表 2

名 称	報 酬
理事業務報酬等	日額 10,000 円
評議員業務報酬等	日額 10,000 円
監事業務報酬等	日額 10,000 円